

新旧対照表

○那覇港管理組合行政財産使用料条例施行規則

新	旧
<p>那覇港管理組合行政財産使用料条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月1日 規則第15号</p> <p>(第1条から第10条 略)</p> <p>第11条 占有者から徴収する占有料の算定は、次の各号による。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 占有者から徴収する占有料の算定の基礎となる占有の面積で<u>0.01</u>平方メートル未満のもの又は<u>0.01</u>平方メートル未満の端数は、<u>その全面積又はその端数の面積を切り捨てるものとし、占有の長さで0.01メートル未満のもの又は0.01メートル未満の端数は、その全長又はその端数の長さを、切り捨てるものとする。</u></p> <p>(4)略 (様式)</p> <p>第12条 文書の様式は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和4年2月18日規則第1号)</u> <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>那覇港管理組合行政財産使用料条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月1日 規則第15号</p> <p>(第1条から第10条 略)</p> <p>第11条 占有者から徴収する占有料の算定は、次の各号による。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 占有者から徴収する占有料の算定の基礎となる占有の面積で<u>1</u>平方メートル未満のもの又は<u>1</u>平方メートル未満の端数は<u>1</u>平方メートルに、占有の長さで<u>1</u>メートル未満のもの又は<u>1</u>メートル未満の端数は<u>1</u>メートルに、それぞれ切り上げるものとする。</p> <p>(4)略 (様式)</p> <p>第12条 文書の様式は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>